

旭川市中小企業審議会「旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する検討部会」の概要（案）

1 部会設置の趣旨・テーマ等

観光は、サービス業のみならず、農林水産業、商工業など関連産業の裾野が広く、経済波及効果が大きい産業である。人口減少、少子高齢化が進む中、観光振興による交流人口の拡大が、新たな需要創出と雇用拡大につながり、地域全体に大きな経済発展をもたらす原動力になり得るものと期待される。

近年、外国人観光客の急増や広域観光の重要性、観光で稼ぐ地域づくりなど、観光を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、観光がまちづくりにおいて果たすべき役割も大きくなっている。こうした中、本市がこれまで以上に観光振興を図るに当たっては、観光受入体制の整備や観光人材の育成・量的確保など、更なる財源が求められる。

一方、本市の財政については、平成 24 年以降、当初予算における収支不足に対し、財政調整基金をもって充てており、恒常的に必要な財源が不足し、非常に厳しい状況にある。

こうした近年の状況を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症拡大等により宿泊事業者をはじめとした観光関連事業者が多大な影響を受けた現状も考慮しながら、将来に渡る持続可能な観光振興を図るための自主的な財源確保策を検討する必要がある。

よって、中小企業審議会委員のほか、宿泊事業者、観光関係団体などを臨時委員に迎え、観光振興に係る現状・課題を踏まえた財源確保策などについて議論するための検討部会を設置し、最終的に協議内容に関する答申書（素案）を作成する。

2 部会の構成等（案）

- ◇ 部会の位置付け：旭川市中小企業審議会規則（旭川市規則第 26 号）第 4 条に基づく、旭川市中小企業審議会の部会として設置（令和 5 年 10 月～）
- ◇ 部会の庶務：観光スポーツ交流部観光課
- ◇ 構成委員：8 名程度
- ◇ 委員委嘱期間：令和 5 年 10 月から令和 6 年 3 月

3 旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する検討部会の開催予定

- ◇ 第 1 回（令和 5 年 10 月頃開催）
 - ・ 部会長、副部会長の選任について
 - ・ 部会における検討の進め方について
 - ・ 他都市の検討状況について
 - ・ 本市の観光の現状やこれまでの取組と新たな財源の考え方について
- ◇ 第 2 回（令和 5 年 11 月頃開催）
 - ・ 観光振興に係る新たな財源の在り方について
 - ・ 新たな財源を活用した観光振興策と事業規模について
- ◇ 第 3 回（令和 5 年 12 月頃開催）
 - ・ 旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する答申書（素案）の内容について